

令和 7 年 6 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
74	秋田市市税条例の一部を改正する件
75	秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
76	秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
77	秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
78	秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
79	秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する件
80	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件
81	市道路線を認定する件
82	（仮称）秋田市水防センター新築建築工事請負契約を締結する件
83	秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修建築工事請負契約を締結する件
84	秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件
85	秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件
86	市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事請負契約を締結する件
87	秋田市立日新小学校旧校舎解体工事請負契約を締結する件
88	圧雪車を買入れる件
89	小型動力ポンプ積載車を買入れる件
90	救急自動車を買入れる件
91	令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の件
92	令和 7 年度秋田市学校給食費会計補正予算（第 1 号）の件

議案第74号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「もしくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 管理組合法人および団地管理組合法人

第35条第3項中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附則第 6 条の 5 の 4 中「附則第15条の 2 第 1 項」を「附則第15条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 6 条の 8 の 2 第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第 6 条の 8 の 3 中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第15条の 2 第 3 項中「附則第15条の 2 第 1 項」を「附則第15条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第15条の 3 とし、附則第15条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第79条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第79条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第81条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをい

う。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項の改正規定ならびに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第6条の5の4および附則第15条の2第3項の改正規定ならびに同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に1条を加える改正規定ならびに附則第7項から附則第9項までの規定 令和8年4月1日（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2および第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第29条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書について適用

し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 6 新条例第35条第1項および第3項の規定は、令和8年度以後の年度分の法人の市民税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、秋田市市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例附則第15条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 秋田市市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 9 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、

その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法の一部改正（令和 7 年法律第 7 号）等に伴い、所得控除に特定親族特別控除を加えること等とするとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第75号

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市が行う後期高齢者医療の事務に係る規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第76号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を
「 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第9章の2 就労選択支援
第1節 基本方針（第160条の2）
第2節 人員に関する基準（第160条の3・第160条
第3節 設備に関する基準（第160条の5）
第4節 運営に関する基準（第160条の6—第160条
（第159条—第160条）

の4）に改める。

の9）」

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「および第7章」を「、第8章、第9章および第10章」に改める。

第122条中「から第30条まで」を「、第29条、第30条第4項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもののその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を

改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条（第2項第1号を除く。）、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条および第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項

中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第170条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報の提供）

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第184条中「および第146条」を「、第146条および第170条の2」に改める。

第189条および第193条中「第146条」の次に「、第170条の2」を加える。

第200条の2の8第2項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（令和4年法律第104号）等に伴い、指定就労選択支援の事業の人員に関する基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第77号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」に改める。
第5章の2 就労選択支援（第60条の2―第60条の8）」

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章までおよび第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれ

に併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有する事業者でなければならない。

（評価および整理の実施）

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条および第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報の提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第84条中「および第53条」を「、第53条および第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正(令和4年法律第104号)等に伴い、就労選択支援の事業の人員に関する基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第78号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定
める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改
正（令和4年法律第104号）に伴い、規定を整備するため、改正しようと
するものである。

議案第79号

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する件

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公衆浴場（以下「浴場」という）」を「一般公衆浴場（同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的および形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。以下同じ）」に、「設置される浴場」を「設置しようとする一般公衆浴場」に、「浴場から」を「一般公衆浴場から」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「市長が、予想される利用者の数、人口密度、土地の状況その他特別の事情を考慮し、公衆衛生上特に必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削る。

第3条および第4条を次のように改める。

（一般公衆浴場の衛生措置等の基準）

第3条 法第3条第2項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない一般公衆浴場についての換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置（次条において「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。

- (3) 脱衣室および浴室は、十分な照度を保つこと。
- (4) 脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (5) 浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設け、湯および水を十分に供給すること。
- (6) 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。
- (7) 蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（次条において「サウナ室又はサウナ設備」という。）を設置する場合は、温度計および温度調節器を備えること。
- (8) 浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (9) 洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (10) 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- (11) 供給する湯および水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (12) 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（第15号および第16号において「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（次号および第20号において「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあっては、1週間に1回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。
- (13) 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（次号において「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。
- (14) 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
- (15) 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（第17号において「集毛器」という。）を設けること。

- (16) 循環ろ過設備は、1 週間に 1 回以上清掃し、および消毒すること。
- (17) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。
- (18) 水位計配管は、1 週間に 1 回以上清掃し、および消毒すること。
- (19) 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1 月に 1 回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
- (20) 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、1 週間に 1 回以上清掃し、および消毒すること。
- (21) シャワー設備は、6 月に 1 回以上点検するとともに、1 年に 1 回以上洗浄し、および消毒すること。
- (22) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
- (23) 入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための設備を設けること。
- (24) 男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これらに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を備えること。
- (25) 入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。
- (26) 脱衣室および浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないようにすること。
- (27) 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準)

第 4 条 一般公衆浴場以外の公衆浴場（次項および第 3 項において「その他の公衆浴場」という。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業に係る公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第 2 号、第 3 号、第 7 号、第 11 号および第 13 号から第 23 号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。

- (2) 個室には、浴槽を設けること。
- (3) 個室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設けること。
- (4) 個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。
- (5) 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。
- (6) 個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3メートル以上の透明ガラス窓を設けること。
- (7) 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。
- (8) 待合室および従業員の更衣室を設けること。
- (9) 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。
- (10) タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (11) 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。
- (12) 個室には、施錠しないこと。
- (13) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。
- (14) 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

2 その他の公衆浴場のうち、前項に定める基準に係るもの以外のもの
主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第2号から第4号まで、第7号および第11号から第27号までの規定（浴室に浴槽を設けない場合にあっては、同条第12号から第18号まで、同条第19号（浴槽に関する部分に限る。）、同条第20号および第22号の規定を除く。）ならびに前項第10号、第11号、第13号および第14号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浴室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (3) 浴室には、上がり用湯栓もしくは上がり用水栓又は湯もしくは水の出るシャワー設備を設けること。

3 その他の公衆浴場のうち、前2項に定める基準に係るもの以外のもの

についての衛生措置等の基準は、前条の規定の例によるものとする。

- 4 前2項に定める基準に係る公衆浴場については、市長が当該公衆浴場の利用形態等を考慮し、衛生上および風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。

第5条中「第2条第3号に掲げる」を「常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する」に、「浴場」を「公衆浴場」に、「第3条第3号、第7号から第9号まで、第22号および第24号」を「第3条第6号、第7号、第10号、第12号および第24号から第27号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

浴場業を営む者が講じなければならない公衆浴場についての衛生措置等の基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第80号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する件

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

下新城中野工業団地地区整備計画	令和7年秋田市告示第43号に定める秋田都市計画下新城中野工業団地地区計画の区域
-----------------	---

別表第2に次のように加える。

下新城中野工業団地地区整備計画区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2（わ）項に掲げる建築物 (2) 店舗、展示場又は遊技場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの (3) 事務所（建築物に附属するも	10分の20	10分の6	3,000平方メートル （公益上必要な建築物の敷地面積
------------------	--	--------	-------	--------------------------------

域	のを除く。) (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に規定する営業の用に供するものを除く。) (7) 診療所、保育所その他これらに類するもの (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 自動車車庫その他これに類するもの（建築物に附属するものを除く。) (11) 畜舎 (12) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供するもの			を 除く。)
---	--	--	--	--------

別表第4に次のように加える。

下新城 中野工 業団地 地区整	20メー トル			
--------------------------	------------	--	--	--

備 計				
画 区				
域				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

下新城野工業団地地区整備計画区域における建築物の用途の制限等を定めるため、改正しようとするものである。

議案第81号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

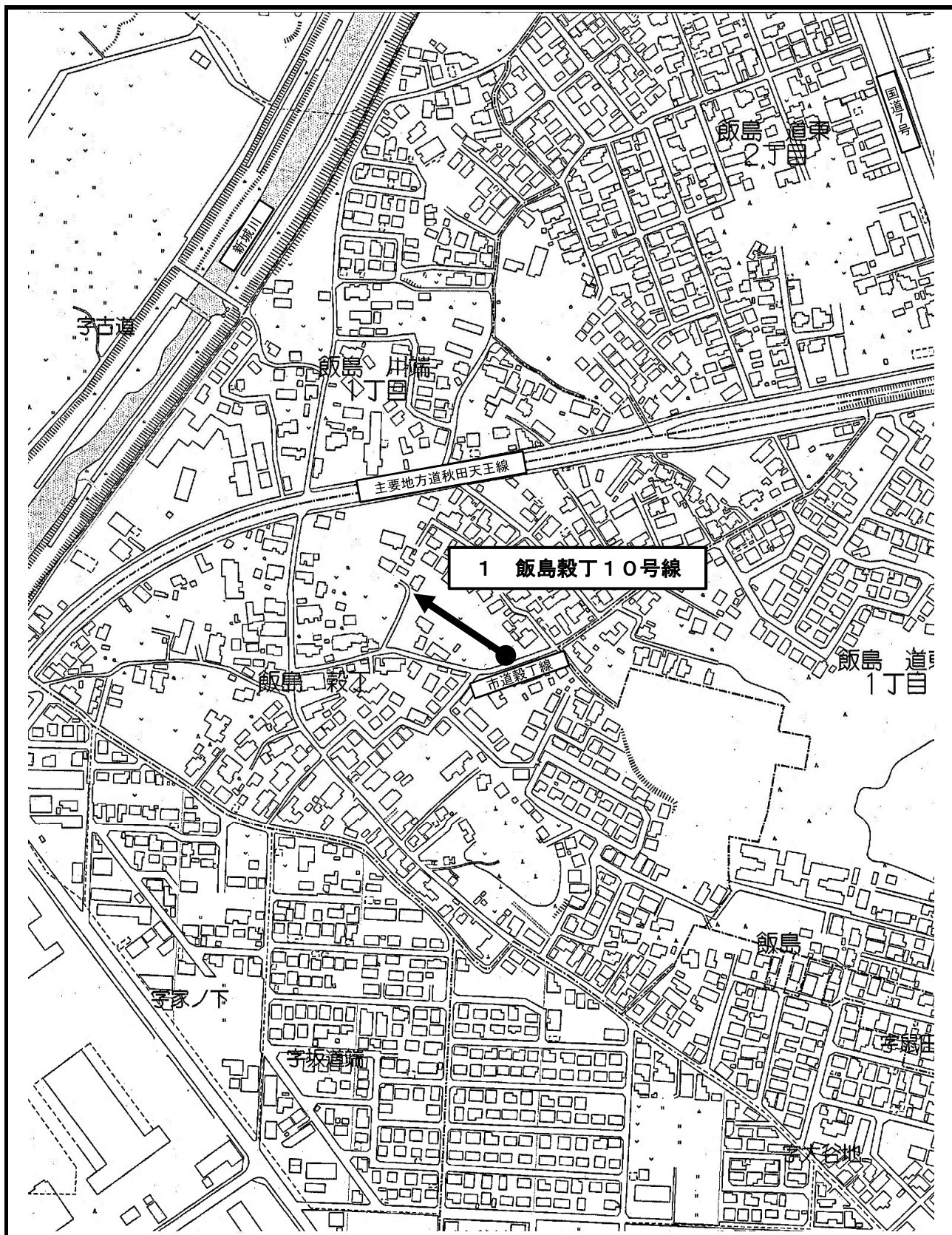
路 線 名	起 点 地 番	重要な 経過地	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
	終 点 地 番			
飯島穀丁10号 線	飯島穀丁379番15地先		89.60	6.00
	飯島穀丁379番25地先			
桜三丁目8号 線	桜三丁目466番62地先		125.00	6.00 ～ 9.10
	桜三丁目503番8地先			
上北手猿田4 号線	上北手猿田字館ノ下16番1地先		33.30	6.00
	上北手猿田字館ノ下15番1地先			
横森二丁目23 号線	横森二丁目180番2地先		67.90	4.00
	横森二丁目188番1地先			
向田表後野線	雄和相川字向田表118番5地先		740.00	6.00 ～ 10.00
	雄和相川字後野163番1地先			

提案理由

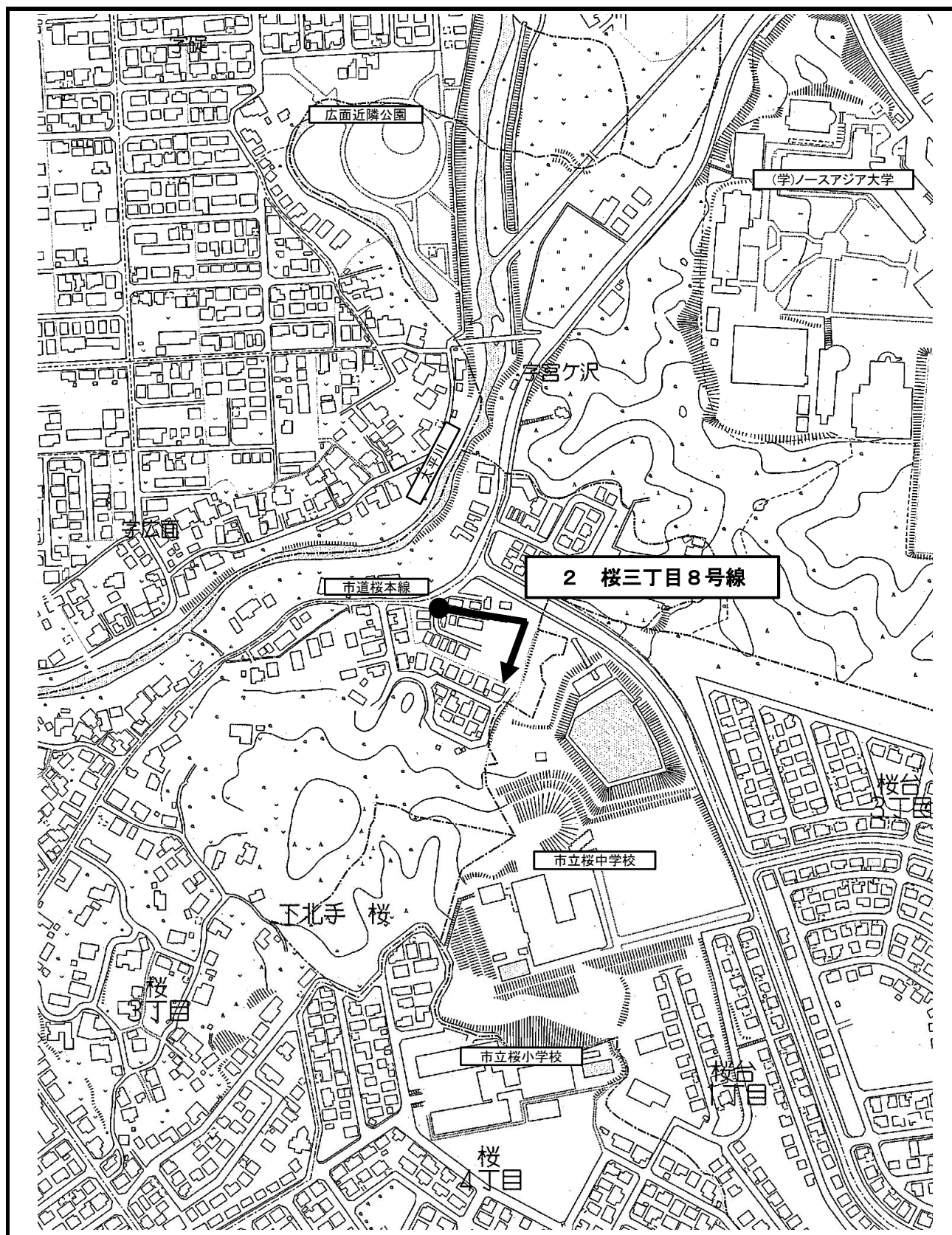
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番 号	路 線 名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
1	飯 島 穀 丁 10 号 線	89.60	6.00
2	桜 三 丁 目 8 号 線	125.00	6.00～9.10
3	上 北 手 猿 田 4 号 線	33.30	6.00
4	横 森 二 丁 目 23 号 線	67.90	4.00
5	向 田 表 後 野 線	740.00	6.00～10.00
合 計 延 長		1,055.80	

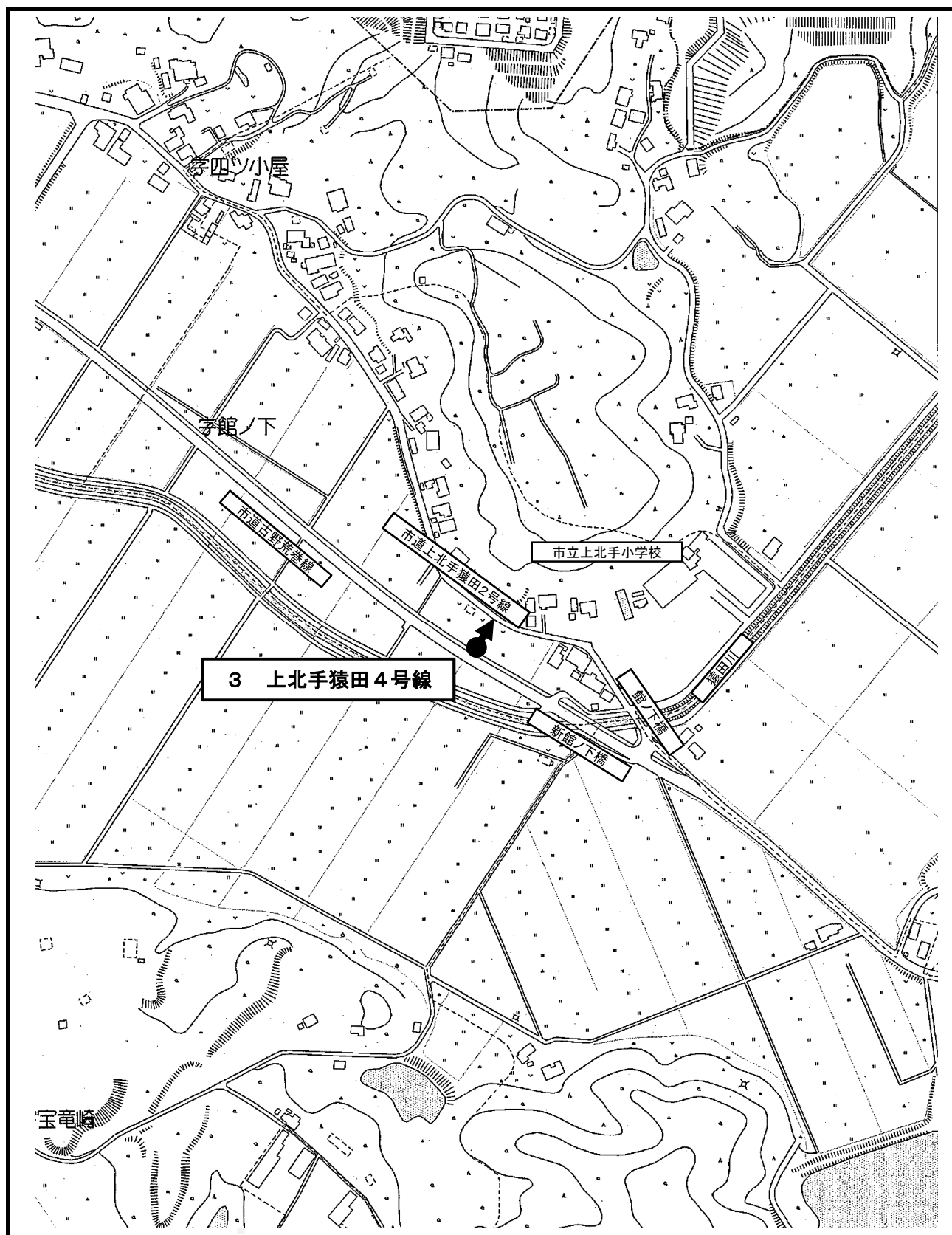
飯島穀丁 10号線



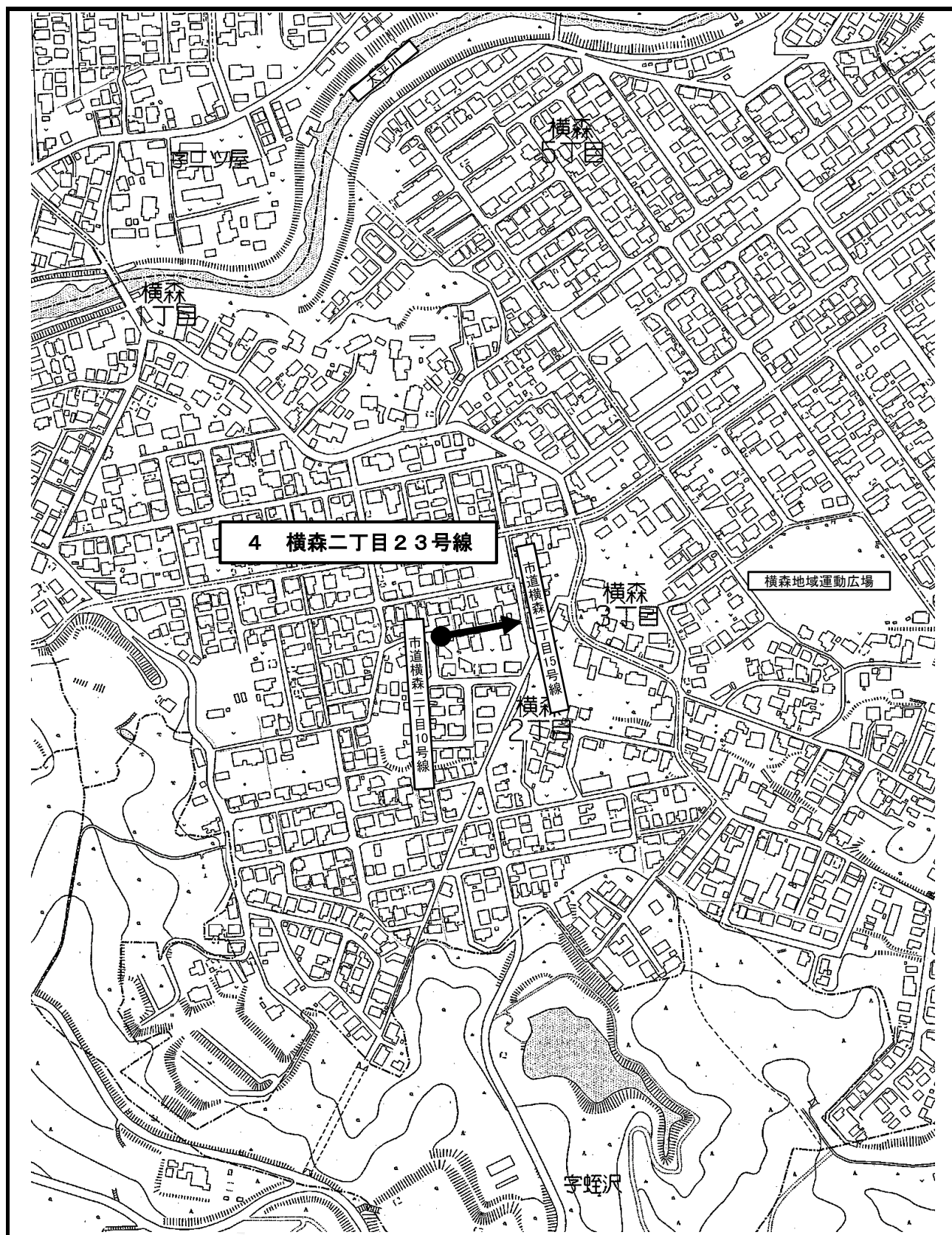
桜三丁目8号線



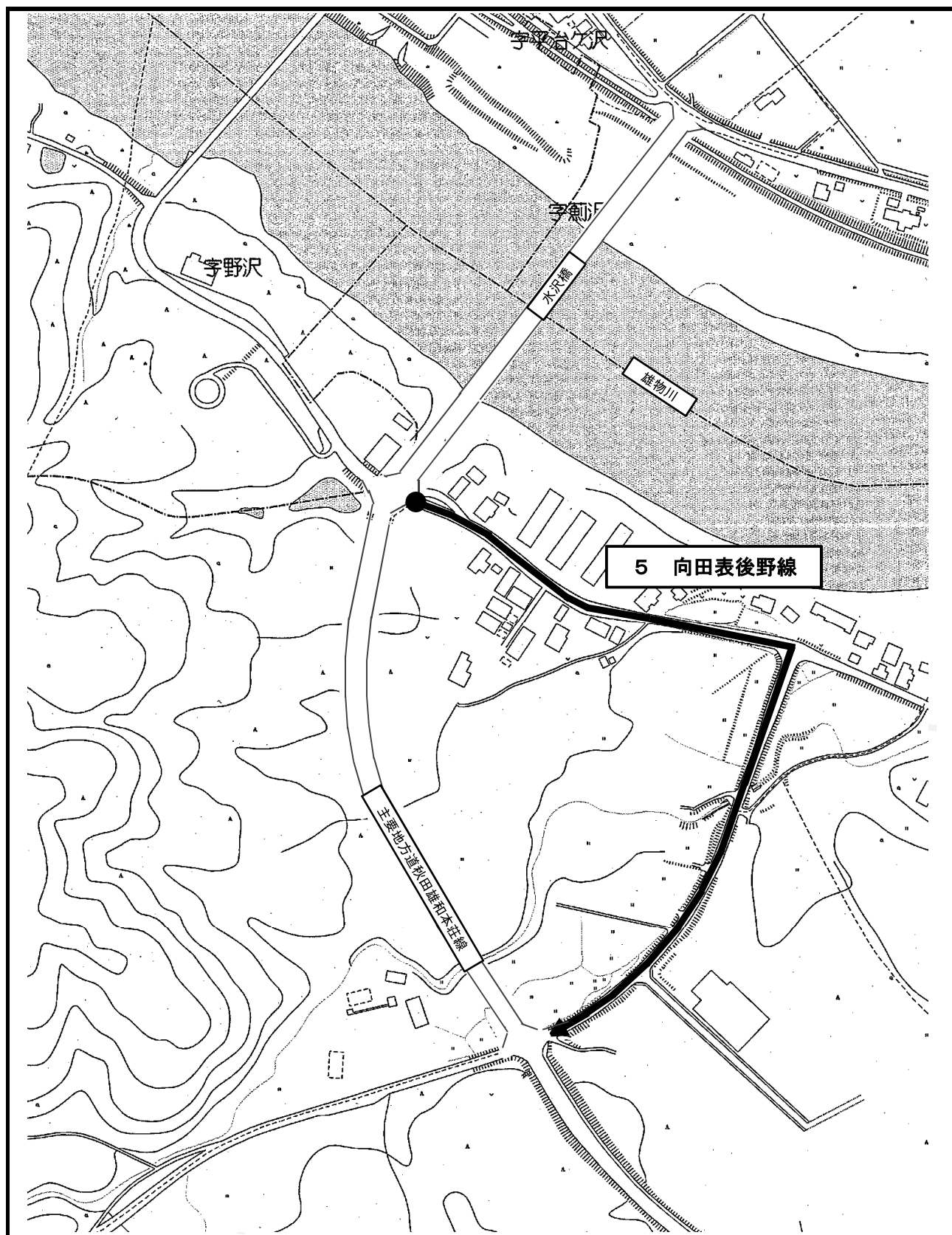
上北手猿田 4 号線



横森二丁目23号線



向田表後野線



議案第82号

(仮称) 秋田市水防センター新築建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 工 事 名 | (仮称) 秋田市水防センター新築建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市四ツ小屋字中山地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 314,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 中田・林・栗野特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 秋田市山王五丁目9番2号 |
| | | 中田建設株式会社 |
| | | 代表取締役社長 中 田 赳 |

提案理由

(仮称) 秋田市水防センター新築建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第83号

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 526,350,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 伊藤工業・珍田工業・加藤建設特定建設工事共同企業体 |
- 代表者 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1
伊藤工業株式会社
代表取締役社長 伊 藤 元 気

提案理由

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第84号

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼谷 純

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 158,378,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 日本海・加島特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市茨島三丁目1番6号
日本海建設電気株式会社
代表取締役社長 直川 雅俊 |

提案理由

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修電気設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第85号

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

1	工 事 名	秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修機械設備工事
2	工 事 場 所	秋田市雄和神ヶ村字舟卸145番地2
3	契 約 方 法	総合評価落札方式による公募型指名競争入札
4	契 約 金 額	653,290,000円
5	契約の相手方	山二施設・羽後設備・山岡工業特定建設工事共同企業体
	代表者	秋田市山王五丁目1番7号 山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿 部 公 雄

提案理由

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修機械設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第86号

市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市仁井田字下新田地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 575,850,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住建・加賀屋・ユナイテッド計画特定建設工事共同
企業体
代表者 秋田市檜山川口境7番19号
株式会社住建トレーディング
代表取締役 工 藤 源 聖 |

提案理由

市道豊岩御野場線秋田南大橋橋梁補修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第87号

秋田市立日新小学校旧校舎解体工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立日新小学校旧校舎解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市新屋栗田町24番1号 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 358,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住建・藤重・ユナイテッド計画特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 秋田市檜山川口境7番19号
株式会社住建トレーディング
代表取締役 工 藤 源 聖 |

提案理由

秋田市立日新小学校旧校舎解体工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第88号

圧雪車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 圧雪車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 57,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市仁井田目長田三丁目4番44号
有限会社秋田建機サービス
代表取締役 条 川 健 吾 |

提案理由

圧雪車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第89号

小型動力ポンプ積載車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

1	物 品 名	小型動力ポンプ積載車
2	契 約 方 法	公募型指名競争入札
3	契 約 金 額	24,629,000円
4	契約の相手方	秋田市山王六丁目1番1号 猿田興業株式会社 代表取締役社長 猿 田 知 久

提案理由

小型動力ポンプ積載車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第90号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

1	物 品 名	救急自動車（広面救急）
2	契 約 方 法	公募型指名競争入札
3	契 約 金 額	27,500,000円
4	契約の相手方	秋田市檜山登町1番20号 株式会社相場商店 代表取締役 相 場 栄 利

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第91号

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,791,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,567,715	千円 168,451	千円 26,736,166
	1 国庫負担金	21,739,836	26,000	21,765,836
	2 国庫補助金	4,748,496	142,451	4,890,947
17 県支出金		10,493,969	22,914	10,516,883
	2 県補助金	2,849,723	22,914	2,872,637
19 寄附金		2,511,205	5,939	2,517,144
	1 寄附金	2,511,205	5,939	2,517,144
21 繰越金		700,000	89,980	789,980
	1 繰越金	700,000	89,980	789,980
23 市債		10,496,300	114,700	10,611,000
	1 市債	10,496,300	114,700	10,611,000
歳 入 合 計		148,390,000	401,984	148,791,984

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		18,876,425	25,700	18,902,125
	1 総務管理費	16,418,395	25,700	16,444,095
3 民生費		56,641,744	97,173	56,738,917
	1 社会福祉費	26,524,960	94,093	26,619,053
	3 生活保護費	9,088,660	3,080	9,091,740
4 衛生費		10,833,622	465	10,834,087
	7 母子衛生費	792,517	465	792,982
6 農林水産業費		2,594,395	20,745	2,615,140
	1 農業費	1,834,300	20,745	1,855,045
7 商工費		9,710,897	26,041	9,736,938
	1 商工費	9,710,897	26,041	9,736,938
8 土木費		16,867,179	36,200	16,903,379
	5 都市計画費	5,894,028	36,200	5,930,228
10 教育費		12,806,677	149,511	12,956,188
	1 教育総務費	1,966,831	123,148	2,089,979
	7 保健体育費	803,573	26,363	829,936
11 災害復旧費		115,067	46,149	161,216
	2 公共土木施設災害復旧費	113,178	46,149	159,327
歳 出 合 計		148,390,000	401,984	148,791,984

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
秋田県次期総合防災情報システム整備事業負担金	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 15,000
行政情報ネットワークシステム運用事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	13,741

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 1,560,500	千円 15,000	千円 1,575,500			
公園整備費	116,600	16,200	132,800			
公共土木施設 災害復旧費	32,200	11,700	43,900			
社会福祉費		71,800	71,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	10,496,300	114,700	10,611,000			

議案第92号

令和7年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,555,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月4日提出

秋田市長 沼 谷 純

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 188,630	千円 110,178	千円 298,808
	1 一般会計繰入金	188,630	110,178	298,808
歳 入 合 計		1,444,858	110,178	1,555,036

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,443,358	千円 110,178	千円 1,553,536
	1 総務管理費	1,443,358	110,178	1,553,536
歳 出 合 計		1,444,858	110,178	1,555,036

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

入 歳

[illegible]

歲 出

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 災害復旧費国庫負担金	千円 67,641	千円 26,000	千円 93,641	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	千円 26,000
計	21,739,836	26,000	21,765,836		

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,722,539	114,217	1,836,756	1 総務管理費補 助金	114,217
2 民生費国庫補助金	619,954	8,800	628,754	2 障害者福祉費 補助金	7,260
				5 生活保護費補 助金	1,540
3 衛生費国庫補助金	175,798	34	175,832	3 母子衛生費補 助金	34
6 土木費国庫補助金	2,095,191	18,100	2,113,291	4 都市計画費補 助金	18,100
8 教育費国庫補助金	74,480	1,300	75,780	1 教育総務費補 助金	1,300
計	4,748,496	142,451	4,890,947		

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	557,545	20,745	578,290	1 農業費補助金	20,745
--------------	---------	--------	---------	----------	--------

説	明	
01 公共土木施設災害復旧費負担金	(都市総)	千円 26,000

71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	(財 政)	110,178
75 新しい地方経済・生活環境創生交付金	(人移対)	4,039
20 障害者総合支援事業費補助金	(福祉総)	7,260
04 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(福祉総)	1,540
07 母子保健衛生費補助金	(子ど健)	34
25 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業費補助金	(建設総)	18,100
11 教育支援体制整備事業費補助金	(学 教)	1,300

18 経営発展支援事業費補助金	(産業企)	20,745
-----------------	-------	--------

1 6 款 国庫支出金 1 7 款 県支出金

17款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
8 教育費県補助金	千円 69,464	千円 2,169	千円 71,633	5 教育総務費補助金	千円 2,169
計	2,849,723	22,914	2,872,637		

19款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	2,505,364	4,939	2,510,303	1 総務管理費寄附金	4,939
7 商工費寄附金	0	1,000	1,000	1 商工費寄附金	1,000
計	2,511,205	5,939	2,517,144		

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	700,000	89,980	789,980	1 前年度繰越金	89,980
計	700,000	89,980	789,980		

23款 市債
1項 市債

1 総務債	1,560,500	15,000	1,575,500	1 総務債	15,000
2 民生債	62,600	71,800	134,400	3 社会福祉債	71,800
7 土木債	4,705,600	16,200	4,721,800	3 都市計画債	16,200
10 災害復旧債	32,200	11,700	43,900	1 公共土木施設 災害復旧債	11,700
計	10,496,300	114,700	10,611,000		

説	明	
12 校内教育支援センター支援員配置事業費補助金	(学 教)	千円 2,169

06 総務管理費寄附金	(人移対)	4,939
02 商工費寄附金	(産業企)	1,000

01 前年度繰越金	(財 政)	89,980

15 防災施設整備債	(財 政)	15,000
01 社会福祉施設建設債	(財 政)	71,800
04 公園整備債	(財 政)	16,200
01 土木施設災害復旧債	(財 政)	11,700

1 7 款 県支出金 1 9 款 寄附金 2 1 款 繰越金 2 3 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
6 企画費	千円 1,471,363	千円 8,978	千円 1,480,341	千円 4,039	千円	千円	千円 4,939
7 国際交流費	15,914	620	16,534				620
12 地域振興費	1,271,294	1,102	1,272,396				1,102
14 防災対策費	573,132	15,000	588,132		15,000		
計	16,418,395	25,700	16,444,095	4,039	15,000	0	6,661

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉費	9,464,992	14,521	9,479,513	7,260			7,261
3 老人福祉費	1,057,928	79,572	1,137,500		71,800		7,772
計	26,524,960	94,093	26,619,053	7,260	71,800	0	15,033

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 8,978	【企画財政部関係】 秋田市シティプロモーション推進事業	千円 8,978 8,978
7 報償費	44	【企画財政部関係】 友好・姉妹都市交流推進事業	620
10 需用費	458		620
11 役務費	13		
13 使用料及び賃 借料	105		
10 需用費	90	【市民生活部関係】 檜山地区コミュニティセンター整備方針検討経費	1,102
11 役務費	12		1,102
12 委託料	1,000		
18 負担金、補助 及び交付金	15,000	【総務部関係】 秋田県次期総合防災情報システム整備事業負担金	15,000 15,000

12 委託料	14,521	【福祉保健部関係】 障がい福祉等システム改修経費	14,521 14,521
18 負担金、補助 及び交付金	78,228	【福祉保健部関係】 老人福祉施設整備費補助金 軽費老人ホーム事務費助成経費 老人保護措置費	79,572 71,800 6,428 1,344
19 扶助費	1,344		

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 生活保護総務費	千円 400,127	千円 3,080	千円 403,207	千円 1,540	千円	千円	千円 1,540
計	9,088,660	3,080	9,091,740	1,540	0	0	1,540

4 款 衛生費

7 項 母子衛生費

1 母子保健費	792,517	465	792,982	34			431
計	792,517	465	792,982	34	0	0	431

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	738,650	20,745	759,395	20,745			
計	1,834,300	20,745	1,855,045	20,745	0	0	0

7 款 商工費

1 項 商工費

3 工業振興費	599,409	26,041	625,450				26,041
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 3,080	【福祉保健部関係】 生活保護システム改修経費
		千円 3,080 3,080

7 報償費	237	【子ども未来部関係】 幼児発達支援事業	465
8 旅費	53		465
10 需用費	65		
11 役務費	39		
13 使用料及び賃 借料	71		

18 負担金、補助 及び交付金	20,745	【産業振興部関係】 新規就農支援事業	20,745 20,745

8 旅費	899	【産業振興部関係】 産業用地適地調査経費	26,041
10 需用費	59		5,390

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	9,710,897	26,041	9,736,938	0	0	0	26,041

8 款 土木費

5 項 都市計画費

5 公園整備事業費	103,624	36,200	139,824	18,100	16,200		1,900
計	5,894,028	36,200	5,930,228	18,100	16,200	0	1,900

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	1,837,013	110,461	1,947,474	94			110,367
3 教育指導費	70,009	12,687	82,696	3,375			9,312

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 25,083	新エネルギービジョン推進経費 1,000 北部地区再生可能エネルギー工業団地基本計画策定経費 19,651

14 工事請負費	36,200	【建設部関係】 36,200 千秋公園整備事業 36,200

7 報償費	80	【教育委員会関係】 110,461 学校給食費会計繰出金 110,178 学びの多様化学校設置検討経費 283
8 旅費	152	
10 需用費	51	
27 繰出金	110,178	
1 報酬	8,575	【教育委員会関係】 12,687 校内教育支援センター支援員配置事業 12,687
3 職員手当等	1,480	
4 共済費	2,111	
8 旅費	490	
18 負担金、補助 及び交付金	31	

7 款 商工費 8 款 土木費 10 款 教育費

1 0 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
計	千円 1,966,831	千円 123,148	千円 2,089,979	千円 3,469	千円 0	千円 0	千円 119,679

1 0 款 教育費

7 項 保健体育費

2 体育施設費	481,882	26,363	508,245				26,363
計	803,573	26,363	829,936	0	0	0	26,363

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	113,178	46,149	159,327	26,000	11,700		8,449
計	113,178	46,149	159,327	26,000	11,700	0	8,449

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

8 旅費	833	【観光文化スポーツ部関係】	26,363
10 需用費	200	スタジアム整備検討経費	26,363
11 役務費	30		
12 委託料	25,300		

21 補償、補填及び賠償金	46,149	【都市整備部関係】	46,149
		公共土木施設災害復旧事業	46,149

補正予算給与費明細書

１ 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 4,234	2,232,621	9,908,579	7,056,932	19,198,132	3,768,195	22,966,327	
補正前	(93) 4,225	2,224,046	9,908,579	7,055,452	19,188,077	3,766,084	22,954,161	
比 較	(0) 9	8,575	0	1,480	10,055	2,111	12,166	

※職員数欄の（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	224,217	761,771	310,292	183,526	161,649	2,591,237	2,132,156	87,209
	補正前	224,217	761,771	310,292	183,526	161,649	2,590,433	2,131,480	87,209
	比 較	0	0	0	0	0	804	676	0
	区 分	退 職 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
	補正後	258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
	補正前	258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(93) 2,422		9,721,781	6,251,322	15,973,103	3,263,908	19,237,011	
補正前	(93) 2,422		9,721,781	6,251,322	15,973,103	3,263,908	19,237,011	
比 較	(0) 0		0	0	0	0	0	

※職員数欄の（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	寒 冷 地 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	224,217	746,225	310,292	177,996	161,649	2,164,680	1,774,403	86,985
	補正前	224,217	746,225	310,292	177,996	161,649	2,164,680	1,774,403	86,985
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	退 職 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	児 童 手 当	
	補正後	258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
	補正前	258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,812	2,232,621	186,798	805,610	3,225,029	504,287	3,729,316	
補正前	1,803	2,224,046	186,798	804,130	3,214,974	502,176	3,717,150	
比 較	9	8,575	0	1,480	10,055	2,111	12,166	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	15,546	5,530	426,557	357,753	224
	補正前	15,546	5,530	425,753	357,077	224
	比 較	0	0	804	676	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職 員 手当等	1,480	その他の増減分	1,480		

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
秋田県次期総合防災情報システム整備事業 負担金	千円 15,000	令和7年度 ┓ 令和8年度	千円 15,000
行政情報ネットワークシステム運用事業	13,741	令和7年度 ┓ 令和8年度	13,741

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特	定	財源	一 般 財 源
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円 15,000	そ の 他 千円	
			千円
			13,741

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	96,557,087	10,464,100	103,000	10,567,100
(1) 土 木	37,863,157	4,671,600	16,200	4,687,800
(2) 農 林 水 産	3,317,761	241,300		241,300
(3) 教 育	17,939,051	1,458,800		1,458,800
(4) 公 営 住 宅	2,509,684	34,000		34,000
(5) 保 健 衛 生	7,779,600	227,500		227,500
(6) 消 防	3,170,361	1,208,600		1,208,600
(7) 民 生	1,675,484	62,600	71,800	134,400
(8) 商 工	146,657	829,600		829,600
(9) 過 疎 債	872,233	79,000		79,000
(10) そ の 他	21,283,099	1,651,100	15,000	1,666,100
2 災 害 復 旧 債	1,931,819	32,200	11,700	43,900
(1) 土 木	557,409	32,200	11,700	43,900
(2) 農 林 水 産	346,356			
(3) 教 育	41,551			
(4) 保 健 衛 生	986,503			
3 そ の 他	51,063,136			
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	245,779			
(2) 減収補てん債	1,041,800			
(3) 減税補てん債	74,565			
(4) 臨時財政対策債	49,563,192			
(5) 歳入欠かん等債	137,800			
合 計	149,552,042	10,496,300	114,700	10,611,000

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補 正 額	計	
7, 851, 464		7, 851, 464	99, 272, 723
2, 942, 049		2, 942, 049	39, 608, 908
170, 492		170, 492	3, 388, 569
1, 239, 897		1, 239, 897	18, 157, 954
188, 142		188, 142	2, 355, 542
647, 194		647, 194	7, 359, 906
486, 318		486, 318	3, 892, 643
94, 125		94, 125	1, 715, 759
9, 879		9, 879	966, 378
54, 793		54, 793	896, 440
2, 018, 575		2, 018, 575	20, 930, 624
160, 009		160, 009	1, 815, 710
60, 751		60, 751	540, 558
32, 247		32, 247	314, 109
1, 013		1, 013	40, 538
65, 998		65, 998	920, 505
4, 737, 351		4, 737, 351	46, 325, 785
31, 712		31, 712	214, 067
67, 754		67, 754	974, 046
61, 200		61, 200	13, 365
4, 532, 131		4, 532, 131	45, 031, 061
44, 554		44, 554	93, 246
12, 748, 824		12, 748, 824	147, 414, 218

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 401,984 千円

上記のうち特定財源 195,887

差 引 一 般 財 源 206,097

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	110,178	2 国 庫 補 助 金	110,178
19 寄 附 金	5,939	1 寄 附 金	5,939
21 繰 越 金	89,980	1 繰 越 金	89,980
計	206,097		

学 校 給 食 費 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

入 歳

[illegible]

歲 出

[illegible]

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 188,630	千円 110,178	千円 298,808	1 一般会計繰入金	千円 110,178
計	188,630	110,178	298,808		

説	明	
01 一般会計繰入金	(学 事)	千円 110,178

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰 入 金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 1,443,358	千円 110,178	千円 1,553,536	千円	千円	千円	千円 110,178
計	1,443,358	110,178	1,553,536	0	0	0	110,178

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 110,178	【教育委員会関係】	千円 110,178
		学校給食費管理費	110,178